

熊本県水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業
起債償還費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、水俣・芦北地域において、第七次水俣・芦北地域振興計画の重点施策の課題解決を図るため、水俣市、芦北町、津奈木町に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者は、水俣市、芦北町、津奈木町（以下「各市町」という）とする。

2 補助対象経費は、各市町が水俣・芦北地域において第七次水俣・芦北地域振興計画における重点施策（以下「補助対象事業」という。）の実施のために発行する地方債の償還に要する経費とし、各市町の借入先が発行する償還年次表（以下「償還年次表」という。）の元金の合計額（以下「償還所要額」という。）とする。ただし、地方債の償還に対する交付税措置がある場合は、それは補助対象経費から除き、地方債の充当残がある場合は、それは補助対象経費に含むものとする。

3 補助率は、補助対象経費の4分の3以内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

なお、各市町への補助上限額は、補助対象事業費の40分の9以内とする。

(交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類（補助金の根拠となる資料等）

2 前項第2号について、試算による償還所要額が分かる資料を提出するものとする。

(交付決定)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(事業内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の規定による事業内容等の変更は、変更申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

(1) 事業変更計画書（別記第2号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類（補助金の根拠となる資料等）

2 前項第2号について、試算による償還所要額が分かる資料を提出するものとする。

3 知事は、第1項の規定により変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る内容の変更等が適正であると認めたときは、補助金の額に変更が生じる場合は変更交付決定通知書（別記第5号様式）、補助金の額に変更が生じない場合は計画変更承認通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

（状況報告）

第7条 規則第11条の規定による状況報告は、別記第7号様式によるものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書（別記第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

(1) 事業実績調書（別記第9号様式）

(2) 支出を証する書類又は支出を確約する書類

(3) 契約書の写し

(4) しゅん工検査復命書の写し

(5) しゅん工写真

(6) その他知事が必要と認める書類（補助金の根拠となる資料等）

2 前項第6号について、実績報告時において償還年次表が未発行の場合は、償還所要額が分かる代替資料を提出するものとする。また、償還年次表が発行されたら、速やかに提出するものとする。

3 第1項に定める実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月28日までとする。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、交付確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第10条 規則第16条第1項の補助金の請求書は、交付請求書（別記第11号様式）

により行うものとする。

(交付金の返還)

- 第11条 各市町は、補助対象となる事業の完了後に、第8条により提出した償還所要額に変更があった場合には、別記第12号様式により速やかに報告するものとする。
- 2 知事は、前項の報告があった場合は、当該変更により生じる補助金の額の差額について、その全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、増額の交付は行わない。
- 3 各市町は、補助対象となる事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記第12号様式の2により速やかに報告するものとする。
- 4 知事は、前項の報告があった場合は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第12条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(証拠書類の保存)

- 第13条 各市町は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備えるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、償還が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(書類の提出先)

- 第14条 この要項に基づき知事に提出することとされている書類は、熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課に提出するものとする。

(その他)

- 第15条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）10月3日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。